

## 小型家電のリサイクルを始めました

環境事業所 ☎22-8255

市では、家庭で不要になった携帯電話やデジカメなどの小型家電を無料で回収し、レアメタルや金・銅といった貴重な金属をリサイクルする取り組みを始めました。

ごみの減量と資源の有効活用のため、ご協力をお願いします。

### Q どんなものを回収するの？

A 回収ボックスの35cm×20cmの投入口に入る**小型家電(電子機器)**です。

### Q 回収ボックスはどこにあるの？

- A
- 市役所1階市民ロビー、各支所
  - グリーンヒルズ津山リージョンセンター(大田)
  - イオン津山店(河辺)
  - ヤマダ電機テックランド津山店(河辺)
  - リユースプラザ津山「くるくる」(山下)

### ご注意ください

- ・個人情報は、必ず消去してください
- ・投入した小型家電は返却できません
- ・電池は、できるだけ取り外してください



### そのほかの対象品

ハードディスク、USBメモリ、ビデオデッキ、チューナー(映像受信機)、MD・CDプレーヤー、ICレコーダー、時計、ワープロ、パソコンケーブル など

黄緑色の回収ボックス

## 生ごみ処理機器の購入補助

環境事業所 ☎22-8255

市では、生ごみ処理機器の購入に補助をしています。生ごみの約8割は水分です。生ごみ処理機器を使えば、ごみの減量ができ、臭いも抑えられます。また、処理したごみは堆肥として利用することもできるので、ごみ出しの負担軽減にもつながります。

皆さん、より一層のごみ減量にご協力ください。

### 対象機器

- 電気式生ごみ処理機
- コンポスト容器
- ばかし処理容器〔発酵促進剤(ばかし)が必要です〕



### 条件

- ①過去5年以内に限度個数の補助を受けていないこと
  - ②市税などに滞納がないこと
  - ③市が指定する販売店で購入すること
  - ④購入前に電話で申し込むこと
- ※補助額など、詳しくは市ホームページをご覧ください  
※予算がなくなり次第、終了します

## 市民課での 証明書交付請求のポイント

### 戸籍関係の証明書

#### ポイント1 戸籍と住民票は別のも

戸籍は、出生から死亡に至るまでの親族的身分関係(親子、兄弟、夫婦など)や、婚姻や離婚、出生、死亡などの事実を証明するものです。

一方、住民票は、その人の住所について証明するものです。

#### ポイント2 戸籍の証明書には種類がある

戸籍には、現在戸籍や除籍、改製原戸籍といった種類があり、証明は、謄本(全部)、抄本(一部)があります。用途によって必要な証明書が変わりますので、提出する機関などをご確認ください。

※請求時には、運転免許証やパスポートなど官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします



市民課 ☎32-2052

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

〒708-8501津山市山北520保険年金課(市役所1階8番窓口) ☎32-2073、または各支所市民生活課

### 後期高齢者医療の保険料が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料は、前年の所得によって計算されます。被保険者の皆さんには、7月中に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますので、通知書に記載されている方法で保険料を納めてください。

#### ■保険料の計算方法

均等割額 46,300円 + 所得割額 (総所得金額など - 33万円) × 9.15%



1人当たりの保険料(年額)  
最高限度額57万円

#### ■保険料の納め方

**普通徴収** 市内の各金融機関窓口(郵便局を除く)または口座振替で納めます  
**特別徴収** 偶数月に支給される年金から、天引きされます

**保険料の軽減措置** 所得が一定水準以下などの人は、保険料が軽減されます。詳しくは、保険料額決定通知書をご覧ください

### 被保険者証が新しくなります

現在、持たれている被保険者証(緑色)の有効期限は、7月31日(木)です。

新しい被保険者証は、前年の所得により窓口負担割合(1割または3割)の再判定を行い、7月下旬に送付します。8月以降、病院にかかる時は、新しい被保険者証(紫色)を使用してください。

有効期限を過ぎた被保険者証は、細かく破り捨てるなど、個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所市民生活課の窓口へ返却してください(郵送可)。

### 減額認定証の更新

現在、持たれている後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(ピンク色)の有効期限は、7月31日(木)です。

新しい減額認定証は7月下旬に送付します。ただし、前年の所得を申告していない人がいる世帯は、**所得の簡易申告書**を提出していただく必要があります。当てはまる人には、6月中旬に通知を行っています。

## 国民健康保険(国保)からのお知らせ

〒708-8501津山市山北520保険年金課(市役所1階9番窓口) ☎32-2071

### 外来・入院時の限度額適用及び食事標準負担額減額認定証の更新

現在、持たれている認定証の有効期限は、7月31日(木)です。認定証の更新には**申請**が必要です。

**対象** 次の認定証を持っていて、更新を希望する人

- 国民健康保険限度額適用認定証(薄緑色の証)
- 国民健康保険標準負担額減額認定証(黄土色の証)
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(黄土色の証)

**申請方法** 8月1日(金)以降に保険年金課または各支所市民生活課で申請する

**持ってくるもの** 印鑑(スタンプ印不可)、国民健康保険証  
※有効期限が過ぎた認定証は、保険年金課または各支所市民生活課へ返却ください(郵送可)

### 国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、持たれている受給者証の有効期限は、7月31日(木)です。

新しい受給者証は、前年の所得により窓口負担割合(1割2割または3割)の再判定を行い、7月下旬に送付します。

**対象** 国保に加入している70歳以上の人

### 納入通知書をお送りします

7月中旬に納入通知書を送付しますので、納付期日内の納付をお願いします。  
※口座振替でも納付ができます